

土地・建物の所有面積の記入例

●法人土地基本調査予備調査の事例

・不動産登記簿上の面積と現況の面積が一致しない場合は、現況の面積を記入するものとします。

・単位は、「 m^2 」を用いてください。坪などの単位は、以下を参考にして「 m^2 」単位に換算するものとします。小数点以下は四捨五入し、整数で記入するものとします。

$$1a = 100m^2$$

$$1ha = 10,000m^2$$

$$1エーカー = 4,047m^2$$

$$1坪 = 3.3m^2$$

$$1町(町歩) = 9,917m^2$$

$$1反 = 992m^2$$

$$1畝 = 99m^2$$

$$1歩 = 3.3m^2$$

・他の法人又は個人と共同で所有している場合、又は建物の一部を区分所有している場合で、そのための敷地利用権として、土地の所有権を共有している場合は、当該法人の持ち分の面積を記入するものとします。

・持ち分の算出の仕方については、次のとおりとします。

「12 土地の所有面積」の記入例(共有の場合)

<一戸建ての敷地を他の法人又は個人と1：3の割合で共有している例>

敷地全体の面積：1,000 m^2

当該法人の共有持ち分：4分の1

$$\begin{aligned} \text{土地の所有面積} &= 1,000m^2 \times (1/4) \\ &= 250m^2 \end{aligned}$$



「12 土地の所有面積」の記入例(区分所有の場合)

不動産登記簿、固定資産の明細書等により、敷地利用権の目的たる土地(敷地)の面積と、敷地利用権の割合(持ち分)がわかる場合は、その数字を用いて、所有面積を計算するものとします。

不動産登記簿等で確認できない場合は、次のように計算します。

<分譲マンションなどの一部分(専有部分)を法人だけで所有している例>

敷地全体の面積：1,200 m^2

マンションの部屋数：12戸

当該法人の持ち分：1戸(全体の12分の1)

$$\begin{aligned} \text{土地の所有面積} &= 1,200m^2 \times (1/12) \\ &= 100m^2 \end{aligned}$$



(但し、これは全ての戸の専有割合が同じである場合)

「12 土地の所有面積」の記入例(他の法人や個人と共同で区分所有している場合)

不動産登記簿、固定資産の明細書等により、敷地利用権の目的たる土地(敷地)の面積と、敷地利用権の割合(持ち分)がわかる場合は、その数字を用いて、所有面積を計算するものとします。

不動産登記簿等で確認できない場合は、次のように計算します。

<分譲マンションなどの一部分を他の法人等と共有している例>

敷地全体の面積：1,200^m²

マンションの部屋数：12戸

当該法人の持ち分：1戸(全体の12分の1)

専有部分の共有持ち分：1/2

$$\begin{aligned} \text{土地の所有面積} &= 1,200\text{m}^2 \times (1/12) \times (1/2) \\ &= 50\text{m}^2 \end{aligned}$$

(但し、これは全ての戸の専有割合が同じである場合)



「12 土地の所有面積」の記入例(分有の場合)

<同一のビル等の用に供されている土地の一部を法人が分有している例>

図は、隣接した土地A, B, Cにまたがって1つの建物が建っている状態を表します。

注意：分有とは、1つの建物の敷地などが、複数の所有者がそれぞれ単独で所有する複数の土地からなっている場合をいいます。

各土地の面積...

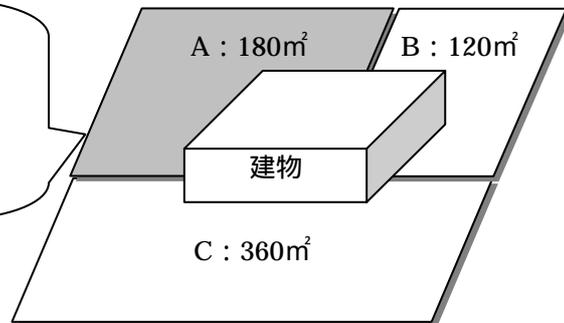
A : 180^m² (当該法人の所有する土地)

B : 120^m²

C : 360^m²

建物敷地全体面積...660^m²

Aの土地の所有面積(12欄) = 180^m²



「16 所在地」及び「17 土地面積の合計」の記入例

- ・市区町村ごとの合計面積を記入するものとします。不動産登記簿上の面積と現況の面積が一致しない場合は、現況の面積を記入するものとします。
- ・市区町村ごとの合計面積の計算に当たって、他の法人又は個人と土地を共有している場合には、当該法人の持ち分に相当する面積を加えるものとします。
- ・その他の詳細は「12 土地の所有面積」に準じます。

【下記の7つの土地を所有している場合】

- A：東京都調布市若葉町一丁目に100㎡の農地
- B：東京都調布市若葉町一丁目に150㎡の林地
- C：東京都調布市仙川町一丁目に200㎡の農地
- D：埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目に250㎡の農地
- E：埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目に500㎡の林地
- F：宮城県仙台市青葉区本町二丁目に400㎡の林地
- G：茨城県稲敷郡阿見町中央に120㎡の農地

16 所在地				17 土地面積の合計(小数点以下を四捨五入して㎡単位で記入してください。)																							
この欄には記入しないでください。				土地の登記簿などに記載されている土地面積は、小数点以下2桁まで記載されています。本調査で把握する土地面積は、整数値ですので、記入する際にご注意ください。																							
				記入例: 登記簿の面積「18,237.65㎡」 → <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>0</td><td>.</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr></table> ㎡												1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	.	1
1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	.	1	2	3	4	5												
				農地						林地																	
1	東京	調布	区	100						150																	
2	埼玉	さいたま	大宮	250						500																	
3	宮城	仙台	青葉							400																	
4	茨城	稲敷	阿見	120																							

「18 所在地」及び「19 土地面積の合計」の記入例

- ・市区町村ごとの合計面積を記入してください。不動産登記簿上の面積と現況の面積が一致しない場合は、現況の面積を記入するものとします。
- ・その他の詳細は「12 土地の所有面積」に準じます。

【下記の7つの土地を「他者への販売を目的として所有する土地」(棚卸資産)として所有している場合】

- A：東京都調布市若葉町一丁目に100㎡の宅地・その他
- B：東京都調布市若葉町一丁目に150㎡の農地
- C：東京都調布市若葉町一丁目に200㎡の林地
- D：東京都調布市仙川町一丁目に250㎡の宅地・その他
- E：埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目に500㎡の農地
- F：宮城県仙台市青葉区本町二丁目に400㎡の宅地・その他
- G：茨城県稲敷郡阿見町中央に120㎡の農地

18 所在地				19 土地面積の合計(小数点以下を四捨五入して㎡単位で記入してください。)																							
この欄には記入しないでください。				土地の登記簿などに記載されている土地面積は、小数点以下2桁まで記載されています。本調査で把握する土地面積は、整数値ですので、記入する際にご注意ください。																							
				記入例: 登記簿の面積「18,237.65㎡」 → <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>0</td><td>.</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr></table> ㎡												1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	.	1
1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	.	1	2	3	4	5												
				宅地・その他						農地			林地														
1	東京	調布	区	350						150			200														
2	埼玉	さいたま	大宮							500																	
3	宮城	仙台	青葉	400																							
4	茨城	稲敷	阿見							120																	

●法人建物調査予備調査の事例

- ・ 建物の延べ床面積（地下部分含む）の合計を記入するものとします。
- ・ 共有及び区分所有の場合は、当該法人の持ち分の面積を記入するものとします。
- ・ 建物の面積の基準は、以下の優先順位に従って記入するものとします。

現況の面積

不動産登記簿上の面積、もしくは固定資産台帳上の面積

建築確認申請書などで用いる面積

- ・ 延べ床面積は、建築物の各階において、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の面積とします（建築基準法施行令2条1項3号）。したがって、壁心面積とします。また、区分所有建物等では専有面積に共用部分の面積を専有面積割合で按分した面積を加えた面積（専用面積とも呼ぶ）とします。

具体的な床面積の判定の方法については、国土交通省通達（昭和61年4月30日付建設省住指発第115号）に準じます。なお、各種の基準は以下のとおりとなっています。

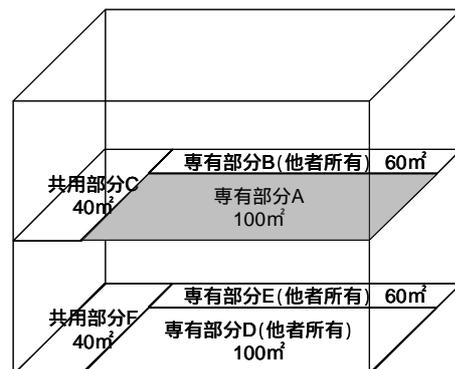
- ・ 不動産登記、登録免許税などの国税：専有面積で内法面積（不動産登記法施行令第8条）
 - ・ 不動産取得税や固定資産税などの地方税：専用面積（上述）で内法面積
 - ・ 建築確認申請：専有面積で壁心面積（建築基準法施行令2条1項3号）
- ・ 単位は「 m^2 」を用いてください。1坪 = $3.3m^2$ で換算するものとします。小数点以下は四捨五入し整数で記入するものとします。

「5 建物の延べ床面積」の記入例（共用部分がある場合）

区分所有建物等では専有面積に共用部分の面積を専有面積割合で按分した面積を加えた面積（専用面積とも呼ぶ）とします。

$$\text{専有面積の合計} = A + B + D + E = 100m^2 + 60m^2 + 100m^2 + 60m^2 = 320m^2$$

$$\text{共用部分の面積} = C + F = 40m^2 + 40m^2 = 80m^2$$



$$\text{専有面積} = A = 100m^2$$

$$\text{専有面積割合} = 100m^2 \div 320m^2 = 31.25\%$$

$$\text{共用部分の按分面積} = 80m^2 \times 31.25\% = 25m^2$$

$$\text{床面積} = \text{専有面積} + \text{共用部分の按分面積} = 100m^2 + 25m^2 = 125m^2$$

5 延べ床面積	
125	m^2

業種分類表

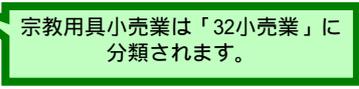
業種コード	業種名	該当する事業の種類	
1	農業	農業	耕種農業（きのご類の栽培を含む）、畜産農業、農業サービス業、園芸サービス業
2	林業	林業	育林業、素材生産業、特用林産物生産業（きのご類の栽培を除く）、林業サービス業、その他の林業
3	漁業	漁業	海面漁業、内水面漁業
		水産養殖業	海面養殖業、内水面養殖業
4	鉱業	鉱業	金属鉱業、石炭・亜炭鉱業、原油・天然ガス鉱業、採石業、砂・砂利・玉石採取業、窯業原料用鉱物鉱業（耐火物、陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る）、その他の鉱業
5	総合工事業	総合工事業	一般土木建築工事業、土木工事業、舗装工事業、建築工事業、木造建築工事業、建築リフォーム工事業
6	その他の建設業	職別工事業	大工工事業、とび・土工・コンクリート工事業、鉄骨・鉄筋工事業、石工・れんが・タイル・ブロック工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、床・内装工事業、その他の職別工事業
		設備工事業	電気工事業、電気通信・信号装置工事業、管工事業、機械器具設置工事業、その他の設備工事業
7	食料品製造業	食料品製造業	畜産食料品製造業、水産食料品製造業、野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業、調味料製造業、糖類製造業、精穀・製粉業、パン・菓子製造業、動植物油脂製造業、その他の食料品製造業
		飲料・たばこ・飼料製造業	清涼飲料製造業、酒類製造業、茶・コーヒー製造業、製水業、たばこ製造業、飼料・有機質肥料製造業
8	繊維工業（衣類、その他繊維製品を除く）	繊維工業（衣類、その他繊維製品を除く）	製糸業、紡績業、ねん糸製造業、織物業、ニット生地製造業、染色整理業、網・綱製造業、レース・繊維雑品製造業、その他の繊維工業
9	衣類、その他の繊維製品製造業	衣類・その他繊維製品製造業	織物製（不織布製及びレース製を含む）外衣・シャツ製造業、ニット製外衣・シャツ製造業、下着類製造業、和装製品・足袋製造業、その他の衣類・繊維製身の回り品製造業、その他繊維製品製造業
10	木材・木製品製造業（家具を除く）	木材・木製品製造業（家具を除く）	製材業、木製品製造業、造作材・合板・建築用組立材料製造業、木製容器製造業（竹、とうを含む）、その他の木製品製造業（竹、とうを含む）
11	パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ製造業、紙製造業、加工紙製造業、紙製品製造業、紙製容器製造業、その他のパルプ・紙・紙加工品製造業
12	印刷・同関連産業	印刷・同関連業	印刷業、製版業、製本業、印刷物加工業、印刷関連サービス業
13	化学工業	化学工業	化学肥料製造業、無機化学工業製品製造業、有機化学工業製品製造業、化学繊維製造業、油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業、医薬品製造業、化粧品・歯磨・その他の化粧品調製品製造業、その他の化学工業
14	石油製品・石炭製品製造業	石油製品・石炭製品製造業	石油精製業、潤滑油・グリース製造業、コークス製造業、舗装材料製造業、その他の石油製品・石炭製品製造業
15	窯業・土石製品製造業	窯業・土石製品製造業	ガラス・同製品製造業、セメント・同製品製造業、建設用粘土製品製造業、陶磁器・同関連製品製造業、耐火物製造業、炭素・黒鉛製品製造業、研磨材・同製品製造業、骨材・石工品等製造業、その他の窯業・土石製品製造業（ほうろろ鉄器を含む）
16	鉄鋼業	鉄鋼業	製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、製鋼を行わない鋼材製造業、表面処理鋼材製造業、鉄素形材製造業、その他の鉄鋼業
17	非鉄金属製造業	非鉄金属製造業	非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）、非鉄金属・同合金圧延業（抽伸・押し出しを含む）、電線・ケーブル製造業、非鉄金属素形材製造業、その他の非鉄金属製造業
18	金属製品製造業	金属製品製造業	ブリキ缶・その他めっき板等製品製造業、洋食器・刃物・手道具・金物類製造業（農業用器具を含む）、暖房装置・配管工事用附属品製造業、建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む）、金属素形材製品製造業、金属被覆・彫刻業、熱処理業（ほうろろ鉄器を除く）、金属線製品製造業、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業、その他の金属製品製造業

業種コード	業種名	該当する事業の種類	
19	一般機械器具製造業	一般機械器具製造業	ボイラ・原動機製造業、農業用機械製造業（農業用器具を除く）、建設機械・鉱山機械製造業、金属加工機械製造業、繊維機械製造業、特殊産業用機械製造業、一般産業用機械・装置製造業、事務用・サービス用・民生用機械器具製造業、その他の機械・同部品製造業
20	電気機械器具製造業	電気機械器具製造業	発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業、民生用電気機械器具製造業、電球・電気照明器具製造業、電子応用装置製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械器具製造業
		情報通信機械器具製造業	通信機械器具・同関連機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業
		電子部品・デバイス製造業	電子部品・デバイス製造業
21	輸送用機械器具製造業	輸送用機械器具製造業	自動車・同附属品製造業、鉄道車両・同部分品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業
22	精密機械器具製造業	精密機械器具製造業	計量器・測定器・分析機器・試験機製造業、測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、理化学機械器具製造業、光学機械器具・レンズ製造業、眼鏡製造業（枠を含む）、時計・同部分品製造業
23	その他の製造業	家具・装備品製造業	家具製造業、宗教用具製造業、建具製造業、その他の家具・装備品製造業
		プラスチック製品製造業	プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業、プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業、工業用プラスチック製品製造業、発泡・強化プラスチック製品製造業、プラスチック成形材料製造業（廃プラスチックを含む）、その他のプラスチック製品製造業
		ゴム製品製造業	タイヤ・チューブ製造業、ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業、その他のゴム製品製造業
		なめし革・同製品・毛皮製造業	なめし革製造業、工業用革製品製造業、革製履物用材料・同附属品製造業、革製履物製造業、革製手袋製造業、かばん製造業、袋物製造業、毛皮製造業、その他のなめし革製品製造業
		その他の製造業	貴金属・宝石製品製造業、楽器製造業、がん具・運動用具製造業、ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業、装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業、漆器製造業、畳・傘等生活雑貨製品製造業、武器製造業、他に分類されない製造業
24	電気業	電気業	電気業
25	ガス・熱供給・水道業	ガス業	ガス業
		熱供給業	熱供給業
		水道業	上水道業、工業用水道業、下水道業
26	通信業、情報サービス業	通信業	信書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業
		情報サービス業	ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業
		インターネット附随サービス業	インターネット附随サービス業
27	放送業、映像・音声・文字制作業	放送業	公共放送業、民間放送業、有線放送業
		映像・音声・文字情報制作業	映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業
28	鉄道業	鉄道業	鉄道業
29	道路旅客・貨物運送業	道路旅客運送業	一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業
		道路貨物運送業	一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業
30	その他の運送業	水運業	外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業
		航空運輸業	航空運送業、航空機使用業
		倉庫業	倉庫業、冷蔵倉庫業
		運輸に附帯するサービス業	港湾運送業、貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業

ガソリンスタンド、プロパンガス等の燃料小売業は「32小売業」に分類されます。

業種コード	業種名	該当する事業の種類	
31	卸売業	各種商品卸売業	各種商品卸売業
		繊維・衣服等卸売業	繊維品卸売業、衣服・身の回り品卸売業
		飲食料品卸売業	農畜産物・水産物卸売業、食料・飲料卸売業
		建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	建築材料卸売業、化学製品卸売業、鉱物・金属材料卸売業、再生資源卸売業
		機械器具卸売業	一般機械器具卸売業、自動車卸売業、電気機械器具卸売業、その他の機械器具卸売業
		その他の卸売業	家具・建具・じゅう器等卸売業、医薬品・化粧品等卸売業、他に分類されない卸売業
32	小売業	各種商品小売業	百貨店、総合スーパー、その他の各種商品小売業
		織物・衣服・身の回り品小売業	呉服・服地・寝具小売業、男子服小売業、婦人・子供服小売業、靴・履物小売業、その他の織物・衣服・身の回り品小売業
		飲食料品小売業	各種食料品小売業、酒小売業、食肉小売業、鮮魚小売業、野菜・果実小売業、菓子・パン小売業、米穀類小売業、その他の飲食料品小売業
		自動車・自転車小売業	自動車小売業、自転車小売業
		家具・じゅう器・機械器具小売業	家具・建具・畳小売業、機械器具小売業、その他のじゅう器小売業
		その他の小売業	医薬品・化粧品小売業、農耕用品小売業、燃料小売業、書籍・文房具小売業、スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業、写真機・写真材料小売業、時計・眼鏡・光学機械小売業、他に分類されない小売業
33	金融業	銀行業	中央銀行、銀行
		協同組織金融業	中小企業等金融業、農林水産金融業
		郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関	郵便貯金・為替・振替業務取扱機関、政府関係金融機関
		貸金業、投資業等非預金信用機関	貸金業、質屋、クレジットカード業、割賦金融業、その他の貸金業、投資業等非預金信用機関
		証券業、商品先物取引業	証券業、証券業類似業、商品先物取引業、商品投資業
		補助的金融業、金融附帯業	補助的金融業、金融附帯業
34	保険業	保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）	生命保険業、損害保険業、共済事業、保険媒介代理業、保険サービス業
35	不動産業	不動産取引業	建物売買業、土地売買業、不動産代理業・仲介業
		不動産賃貸業・管理業	不動産賃貸業、貸家業、貸間業、駐車場業、不動産管理業
36	飲食店	一般飲食店	食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店
		遊興飲食店	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ピヤホール
37	宿泊業	宿泊業	旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業
38	医療業、保健衛生	医療業	病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業
		保健衛生	保健所、健康相談施設、その他の保健衛生
39	社会保険・社会福祉・介護事業	社会保険・社会福祉・介護事業	社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業
40	教育、学習支援業	学校教育	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等教育機関、特殊教育諸学校、幼稚園、専修学校、各種学校
		その他の教育、学習支援業	社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業、他に分類されない教育、学習支援業
41	複合サービス事業	郵便局	郵便局、郵便局受託業
		協同組合（他に分類されないもの）	農林水産業協同組合（他に分類されないもの）、事業協同組合（他に分類されないもの）

単一の事業を行う協同組合はその行う業務によりそれぞれの産業に分類されます。

業種コード	業種名	該当する事業の種類	
42	専門サービス業	専門サービス業 (他に分類されないもの)	法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医療業、土木建築サービス業、デザイン・機械設計業、著述・芸術家業、写真業、その他の専門サービス業
43	生活関連サービス業	洗濯・理容・美容・浴場業	洗濯業、理容業、美容業、公衆浴場業、特殊浴場業、その他の洗濯・理容・美容・浴場業
		その他の生活関連サービス業	旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業、他に分類されない生活関連サービス業
44	娯楽業	娯楽業	映画館、興行場、興行団、競輪・競馬等の競走場、競技団、スポーツ施設提供業、公園、遊園地、遊戯場、その他の娯楽業
45	廃棄物処理業	廃棄物処理業	一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業、その他の廃棄物処理業
46	自動車整備業、機械等修理業	自動車整備業	自動車整備業
		機械等修理業	機械修理業、電気機械器具修理業、表具業、その他の修理業
47	その他の事業サービス業	学術・開発研究機関	自然科学研究所、人文・社会科学研究所
		物品賃貸業	各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、自動車賃貸業、スポーツ・娯楽用品賃貸業、その他の物品賃貸業
		広告業	広告代理業、その他の広告業
		その他の事業サービス業	速記・ワープロ入力・複写業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業、他に分類されない事業サービス業
48	宗教	宗教	神道系宗教、仏教系宗教、キリスト教系宗教、その他の宗教 
49	その他のサービス業	政治・経済・文化団体	経済団体、労働団体、学術・文化団体、政治団体、他に分類されない非営利的団体
		その他のサービス業	集会場、と畜場、他に分類されないサービス業(動物検疫所、植物防疫所を含む)

土地・建物の利用現況分類表

〔土地・建物の利用現況について分類する際の留意事項〕

- 『造成中・施設建設中にある土地や建物』、『今現在使用していない土地や建物』、『廃止した土地や建物』は、その建物や土地の目的に応じて分類します。
- 複数の利用用途からなる一団の建物や土地が一体として利用されており、かつそれぞれを別個のものとして分類できない場合には、その一団の土地ごとにとりまとめます（例：商業施設とその駐車場（＝「3 店舗」）、ゴルフ場とクラブハウス、駐車場（＝「15 ゴルフ場」）など）。
- 当該項目に含まれるものは 印の記号で、他の項目に含まれるものは×印の記号で示してあります。

選択肢番号		具体例	
法人土地基本調査予備調査	法人建物調査予備調査	(土):法人土地基本調査予備調査の選択肢番号 (建):法人建物調査予備調査の選択肢番号	
建物	1 事務所(自社用・賃貸用)	1 事務所(自社用・賃貸用)	事業活動のための建物や施設 仮設事務所、建築中のオフィスビル 夏期など季節限定・期間限定の事務所 ラジオ・テレビ放送所 無線呼出局 コンピュータセンター、システムセンター 銀行、ATM 研修所・訓練所 事務所兼社宅 会社の会議室 研究開発農場、農業試験場 商品開発研究所、技術研究所、研究開発施設 × 学校、大学、幼稚園、図書館、博物館 8(土)、7(建) × 病院 11(土)、10(建) × 廃止事務所 11(土)、10(建) × 公の意味合いが強いもの 庁舎、派出所、観測所 11(土)、10(建) × 動物実験場 11(土)、10(建) × 一部に建物があるが、全体的に1区画の土地を見た場合、建物敷地以外の土地に該当するケース バス・タクシーの営業所、駅舎 11(土)、10(建) × 自動車教習所 19(土)
	2 店舗(自社用・賃貸用)	2 店舗(自社用・賃貸用)	物販やサービス、娯楽施設・遊技場、商業活動のための建物や施設 新店舗用、仮設店舗 賃貸ビル ショッピングセンター(駐車場も含む) 空きビル レストラン、飲食店、料亭 映画館、ゲームセンター、ボウリング場、パチンコ店、フィットネスクラブ 公衆浴場 塾、(絵画などの)教室 スタジオ、貸しスタジオ、撮影所 迎賓館、客舎、ゲストハウス(公的でない) ガソリンスタンド、ガススタンド、スタンド ドライブイン 中古車販売センター × 廃止店舗 11(土)、10(建) × 住宅展示場、モデルルーム 11(土)、10(建) × 公の意味合いが強いもの 11(土地)、10(建) × 卸売市場 11(土)、10(建) × 中古車展示場 19(土)

選択肢番号		具体例	
法人土地基本調査予備調査	法人建物調査予備調査	(土):法人土地基本調査予備調査の選択肢番号 (建):法人建物調査予備調査の選択肢番号	
【建物】	3 工場・倉庫	3 倉庫	作業所、集出荷施設、倉庫、資材庫・保管庫など 法人建物調査では、工場は含まれない 貸し倉庫、未使用の工場・倉庫 作業所、作業場、計量所、乾燥施設 容器置場、ガス容器置場、ポンペ庫、プロパンガス収納庫、LPガス貯蔵庫、石油貯蔵庫 貯蔵庫、冷蔵庫 と畜解体場 青果物集荷施設、花卉事業施設 物流センター配送センター、集配センター、荷さばき施設、集出荷施設 トラクターミナル施設 油槽所 造成済工場予定地、造成済倉庫予定地 工場付き貸地、倉庫付き貸地 × 立体駐車場 ビル型 10(土)、9(建) 駐車場簡易型 12(建)
	4 社宅・従業員宿舎	4 住宅	会社所有の社宅やその庭など 社宅・社宅用地 従業員宿舎、職員寮、女子寮、独身寮 官舎 × 来客寮、客舎、ゲストハウス 5(土) × 学校の寮・女子寮・学生の寄宿舍 8(土) × 旧社宅用地 11(土)
	5 その他の福利厚生施設	5 福利厚生施設	会社所有の福利厚生施設など 会社の保養所 会社の保健施設 会社の喫茶室 保養所の娯楽施設、工場の娯楽施設 仮眠所 × 会社の寮 4(土、建) × 一般的な保養所 7(土)、6(建) × 会社の保養所 5(土、建) × 保健施設 11(土)、10(建)
	6 賃貸用住宅	4 住宅(同上)	戸建住宅、賃貸住宅、マンションなど 住宅、マンション、賃貸マンション マンション空き室、空き家 賃貸、市営住宅 管理人宅、社長宅、住宅
	7 ホテル・旅館	6 ホテル・旅館	ホテルや旅館など 貸別荘 会員制のホテル カプセルホテル ペンション コンドミニアム × 会社の保養所 5(土、建)
	8 文教用施設	7 文教用施設	教育や文化施設、学校やその施設・体育館や講堂、グラウンドなど、美術館や博物館、記念館など 学校、学校の校庭、グラウンド、プール、体育館、教育訓練施設、大学の研究所 学校の寮 保育所、幼稚園、及びその庭や併設する畑 文化施設 図書館、博物館、史料館、記念館、美術館 × 会社の研修所・訓練所 1(土、建)

選択肢番号		具体例	
法人土地基本調査予備調査	法人建物調査予備調査	(土):法人土地基本調査予備調査の選択肢番号 (建):法人建物調査予備調査の選択肢番号	
【建物】	9 宗教用施設	8 宗教用施設	宗教に関する施設 神社、寺、地蔵堂、境内 教会 × 墓地 18(土)
	10 ビル型駐車場	9 ビル型駐車場	ビル型駐車場・立体駐車場 × 簡単な立体駐車場 12(土) × 車庫 12(土)
	11 その他の建物 ()	10 その他の建物 ()	病院や福祉施設、医療施設、公の意味合いが強いもの、スポーツ施設、獣舎、 ゴミ焼却炉、用途が決まっていない建物、上記に当てはまらないものなど 病院、診療所、保健所、保健施設、福祉施設、斎場 老人ホーム、有料老人ホーム、老人福祉施設 公民館、区民館、自治会館、集会場 ホール、貸しホール、公会堂、多目的ホール 住宅展示場、モデルルーム 催事用施設 卸売市場 庁舎、派出所、観測所 水道施設、公共水道施設、取水施設、水槽タンク 熱供給施設 変電所、変電施設、送電施設 雨量観測所、水位観測所、放流警報所 動物実験所 バスの営業所、タクシーの営業所、駅舎 室内プール、スポーツセンター、体育館 ゴルフ練習場 豚舎、獣舎、鶏舎 焼却場、ゴミ焼却炉 格納庫 閉鎖済工場 閉鎖済で用途が決まっていない建物
【建物以外】	12 駐車場		ビル型ではない駐車場、駐輪場など 簡単な立体駐車場 車庫 モータープール 貸駐車場 駐輪場 × ビル型駐車場 10(土) × 来客用の駐車場 建物の目的に応じて分類
	13 資材置場		野積場、資材置場(ポンベ、材料、廃車、製品)など 野積み場、用材置場、貯木場、切込場 残材置場、残土置場 電柱置場 消防用溜め池、防火水槽、消防用地、消防庫 ポンベ置場、ポンベ用地、プロパン貯蔵所 青空廃車置場 製品、レンタル機械の置場 × 倉庫 3(土、建) × 物置 3(土、建)

選択肢番号		具体例 (土):法人土地基本調査予備調査の選択肢番号 (建):法人建物調査予備調査の選択肢番号
法人土地基本調査予備調査	法人建物調査予備調査	
【建物以外】	14 グラウンドなどの福利厚生施設	会社のグラウンドに付属したシャワー小屋 会社のテニスコート 従業員菜園 ×テニスコート 19(土) ×公園、遊園地 19(土) ×賃貸用グラウンド 19(土)
	15 ゴルフ場・スキー場・キャンプ場	併設されたクラブハウス、駐車場などゴルフ場内の建物 ×ゴルフ場等に隣接する宿泊施設 7(土) ×ゴルフ練習場 11(土)
	16 貯水池・水路	用水池や取水場、井戸、温泉など 池、用水池、調整池、遊水池、湛水池 農業用水、工業用水 井戸、井戸場、井戸用地 取水用地、取水池、取水場、発電所取水所側溝 温泉、源泉 ×水道施設 19(土)
	17 文教用地	文教施設造成地
	18 宗教用地	墓地、慰霊塔、慰霊碑
19 その他()	公園や競馬場、スポーツ施設、道路や埠頭、産廃処理場、公の意味合いが強いもの、用途が決まっていないもの、上記に当てはまらないものなど グラウンド、屋外プール、テニスコート 公園、遊園地、テーマパーク、緑地 レーシングコース、サーキット、テストコース 競馬場、競艇場、競輪場 教習所、自動車教習所 洗車場 広告看板 バスの折り返し所、バスターミナル、バス発着所、バス停 ヘリ発着所、飛行場 軌道、鉄道用地、廃線敷、鉄道高架用地 鉄塔、鉄塔敷地、送電線鉄塔用地、変電所用地 高圧電線用地、高圧電線下、送電線敷 道路、公道、私道、歩道、共用道路 河川施設 護岸、堰堤護岸、岸壁、マリーナ、堤防 埠頭、港湾施設、埋立地 史跡、古墳 堆肥場 ゴミ捨て場、ゴミ置場 排水処理場、汚水処理場、浄水場、取水タンク 産業廃棄物処理施設、産業廃棄物処理場、産業廃棄物埋立地 採石場、砕石場、土砂採取場 テレビ・ラジオ中継局、中継所、通信施設 養魚場、養殖施設、養殖場、ふ化場 後処理中の鉱山、取り壊し中のビル プラント用地、プラント敷地 中古展示場 造成中(造成後の用途が未定のもの)	

問い合わせ先

国土交通省 土地・水資源局 土地情報課

住所 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号

電話 03-5253-8111 (内線302423・302434)